

「熊本デスティネーションキャンペーン 2026」ポスター制作業務委託仕様書

1 委託業務名

「熊本デスティネーションキャンペーン 2026」ポスター制作業務

2 業務の目的

2026年7月～9月の熊本デスティネーションキャンペーン(以下、「熊本DC」という。)に向け、全国のJR各駅を利用者に対して訴求力の高い5連貼りポスターを制作・掲出することで、強力な情報発信を行い、本県への誘客に繋げる。

3 業務内容

2026年2月期及び6月期に全国のJR各駅掲出用のポスター制作に関する業務(企画、デザイン、構成、レイアウト、掲載写真の撮影・調達、イラスト等の作成、印刷、発送等の一連の業務)

(1) 基本コンセプト

- これまでの広告・宣伝状況を踏まえ、熊本DC期間前の効果的な掲出となるよう、消費者(旅行社)の視点に立った戦略的な内容とすること。
- 熊本DCのテーマ「冒険」、「仲間づくり」につながるような素材やデザインとすること。
- 5種類1組を掲出した際に統一感のあるデザインまたはストーリーとすること。また、1種類のみ掲出した場合でも、そのPR効果を発揮できること。
- ポスターを見た者の興味を瞬時に引くものとし、視覚的で分かりやすいデザインとすること。
- 2026年2月期掲出(5連貼り)と2026年6月期掲出(5連貼り)となるため、それぞれの時期の消費者目線を踏まえた内容とすること。
- JRグループで展開している広告宣伝を踏まえた内容とすること。
 - ・ 2025年4月～9月においてJRグループがプレキャンペーンとして全国のJR各駅において宣伝を展開していること。(「熊本」の認知度を高めることに寄与)
 - ・ 熊本DC期間中(2026年7月～9月)においては、JR九州が主体となり大規模な宣伝活動を行うこと。(全国のJR各駅5連貼りに加え都市圏・近畿圏車内張り等)
- 英語表記も併せて掲載すること。
- 次のロゴを使用すること。

【ロゴ】



(2) 規格・使用

① 2月 月別重点宣伝用

- 規格 B1 (縦)
- 用紙の種類・厚さ コート紙・135k程度
- 色数 フルカラー
- 部数 B1 : 3650部 (5連×730組)

② 6月 月別重点宣伝用

- 規格 B1 (縦)
- 用紙の種類・厚さ コート紙・135k程度
- 色数 フルカラー
- 部数 B1 : 3650部 (5連×730組)

(3) 発送業務

- 上記①及び②それぞれ730組のうち694組(予定)については、JR各社の措置の宛先に発送すること。

(JR各社内訳)	JR北海道	26組(予定)	
	JR東日本	367組(予定)	
	JR東海	42組(予定)	
	JR西日本	147組(予定)	
	JR四国	33組(予定)	
	JR九州	79組(予定)	合計694組(予定)

- 上記①及び②それぞれ730組のうち4組については、次の指定場所に発送するとともに、32組はDC事務局に納品すること。

(指定場所)	熊本県東京事務所(平河)	東京都千代田区平河町
	熊本県東京事務所(銀座)	東京都中央区銀座
	熊本県大阪事務所	大阪府大阪市北区梅田
	熊本県福岡事務所	福岡県福岡市中央区天神

(4) その他

- デザインに使用する素材については各自で調達することとし、必要に応じて写真撮影や写真収集を行うこと。
- 企画コンペでの提案内容を基本とするが、熊本DC事務局と協議のうえ、最終的な内容を決定する。
- JR各駅に掲出するため、発注者である熊本DC事務局への校正確認と並行してJR九州への校正確認を行うとともに、JRグループにおける宣伝物制作の留意事項に従うこと。

4 納品

(1) 2月 月別重点宣伝用

日時：令和8年(2026年)1月中旬 各所納品

※11月下旬初稿データ提出、12月下旬最終入稿

場所：JR各駅及び熊本DC事務局、事務局が指定する場所

成果物：制作したポスター及び電子データ(PDF)

(2) 6月 月別重点宣伝用

日 時：令和8年（2026年）5月中旬 各所納品

※3月初稿データ提出、4月最終入稿

場 所：JR各駅及び熊本DC事務局、事務局が指定する場所

成果物：制作したポスター及び電子データ（PDF）

5 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

※令和8年度当初予算を前提としているため、予算成立後に契約期間を変更する。

6 留意事項

- 全体企画、取材、写真収集、デザイン・レイアウト、校正、印刷、納品に係る精算業務を含む。
- 受託者は本業務の遂行にあたって、関係する法律等を遵守しなければならない。
- ポスターは各地でのイベントや熊本DC専用ホームページ内でも使用（公開）する。
- 本業務の遂行にあたって、本仕様書に定めのない事故については、委託者と受託者が相互に協議のうえ、決定する。
- 上記3（2）②については、令和8年度当初予算成立を前提としているため、予算が否決された場合は委託期間の変更はせず、②の制作にかかる費用等については補償しない。

7 著作権

当契約により作成された成果品及び使用写真の著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。